

## m a m a はあと 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 施設運営主体

名 称	有限会社サークルツー
所 在 地	牧之原市勝俣1265-1
電 話 番 号	0548-22-2102
代表者氏名	代表取締役 加藤 保

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業
施 設 の 名 称	m a m a はあと
施 設 の 所 在 地	牧之原市勝俣1265-1
連 絡 先	電話番号 0548-22-8246 FAX 0548-22-6576
管 理 者	大石 優
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法第19条第1項第3号の子ども(保育を必要とする3歳未満児)
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 6人程度 満1歳未満の児童 6人程度
開 設 年 月 日	2015年4月1日
事 業 所 番 号	

### 3 サービスの目的・運営方針

m a m a はあと（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 「当園」は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図る為、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

#### 4 当園における施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	敷地全体	907.06 m <sup>2</sup>
	園庭	25.00 m <sup>2</sup>
園舎	構造	木造
	延べ面積	53.91 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	乳児ベッド 2 和室 (9.72 m <sup>2</sup> )
保育室・ほふく室	1室	乳児ベッド 1 37.94 m <sup>2</sup>
調理室	1室	別棟

#### 5 職員の設置状況

- (1) 園長 1名
- (2) 保育士 2名以上
- (3) 保育士補助 1名以上
- (4) 調理員 2名以上

当園では、「牧之原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年9月牧之原市条例第35号）。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

##### <各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（07：30～18：30）
保育士	正規の勤務時間帯（07：30～18：30）
保育補助	正規の勤務時間帯（07：30～18：30）
調理員	正規の勤務時間帯（07：45～13：45）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

尚、勤務時間は、勤務時間帯の中の8時間勤務となります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、**7時30分から18時30分**までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、**8時15分から16時15分**までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、**7時30分から8時15分**まで又は**16時15分から18時30分**までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

### (2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

## 9 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）  
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。  
お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が「3号認定こども」の区分に該当しなくなったとき。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

### 11 連携施設

当園は、幼保連携型認定こども園「学校法人榛原学園 川崎幼稚園」を連携施設として協定。

(協定内容)保育の内容に関する支援、代替保育の提供、第三者委託の禁止、経費の負担、事故への負担

### 12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 小児科

医療機関の名称	石井内科皮膚科医院
医 院 長 名	石井 英正
所 在 地	牧之原市静波248番地
電 話 番 号	0548-22-0013

#### (2) 歯科

医療機関の名称	榎田歯科医院
医 院 長 名	榎田 中外
所 在 地	牧之原市細江4521-1
電 話 番 号	0548-22-0114

### 1 3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

園児のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

### 1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者 加藤 洋子</li> <li>・ご利用時間 07:30～ 18:30</li> <li>・電話番号 0548-22-8246</li> <li>F A X 0548-22-6576</li> </ul> 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	加藤 保	電話番号 0548-22-6502
		役職・肩書等 代表取締役

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

### 1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常用電源 有</li> <li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有</li> <li>・誘導灯 無</li> <li>・非常警報装置 有</li> <li>・スプリンクラー 無</li> </ul>
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

## 1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	あいおいニッセイ同和損保／幼稚園・保育園賠償責任保険
保険の内容	賠償責任保険

## 1 7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：m a m a はあと

説明者職名：

氏名：

私は、本書面に基づいてm a m a はあとの利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

印

園児から見た続柄：

## 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額	
保育に関わる費用	シールカード（シール代含む）	1冊	660円
連絡に関わる費用	お便りノート	1冊	200円

## 2 時間外保育に係る利用者負担

上記保育に係る利用者負担に係る取扱いについては、30分／200円  
別途負担となります。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

## 個人情報使用同意書

下記園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

・保育園・幼稚園への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入園する予定の保育園・幼稚園との間で情報を共有すること。

・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。

・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

m a m a はあと

園長

様

年 月 日

保護者住所：

園児氏名：

保護者氏名：

印

園児から見た続柄：



